

表彰制度一覽表

平成19年10月

社団法人福井県電業協会

I 表彰制度一覧

I.	表彰制度一覧	1頁
II.	はじめに	2頁
III.	表彰内申時期一覧表	3頁
IV.	表彰の種類とその概要	
1.	(社)福井県電業協会 表彰規程	4頁
2.	福井県優秀建設現場施工者知事表彰	5頁
3.	福井県優秀技能者知事表彰	6頁
4.	福井県青年技能者知事表彰	7頁
5.	福井県表彰規則による知事表彰	8頁
6.	建設事業関係功労者大臣表彰	9頁
7.	建設事業関係優良団体大臣表彰	10頁
8.	優秀施工者国土交通大臣顕彰	11頁
9.	文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞	12頁
10.	文部科学大臣表彰科学技術賞	13頁
11.	文部科学大臣表彰若手科学者賞	14頁
12.	春の叙勲および褒章 (潜在候補者の調査)	15頁
13.	秋の叙勲および褒章 (潜在候補者の調査)	16頁
14.	(社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのI)	17頁
15.	(社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのII)	18頁
16.	(社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのIII)	19頁
17.	(社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのIV)	20頁
18.	福井県 優良工事事業者表彰	21頁

Ⅱ. はじめに

私ども電気設備工事業は、技術の導入、生産性と品質の向上、ソフト化への対応などいろいろな技術的問題を乗り越えて発展してきました。

技術者は常に新しい技術の取得を求められ、企業は競争力強化のため人材の育成に努めてきました。今や技術者の向上心や新しい技術への向学心や挑戦意欲を高めることは、企業の経営戦略上の重要な課題となっています。

これが技術者への動機付けとして、資格取得奨励とともに表彰制度の活用も各方面で成果が認められているところであります。

電気工事業に従事する企業及びそこに働く技術者等の表彰制度にはいろいろのものがあります。そこで福井県の制度を中心に全国規模を含めて関係のものをまとめました。

この制度で表彰されるには、表彰される者(候補者)が所属する企業からの推薦により当協会で審査のうえ、当協会の表彰を受賞した者を関係機関に内申することとしております。

なお、それぞれの表彰制度はこの一覧表記載事項とは変更になる場合がありますから、該当事項がある場合は事前に事務局までお尋ね下さい

Ⅲ. 表彰内申時期一覧表

No	表彰の種類	推薦団体(内申先)	締切り
1	(社)福井県電業協会 表彰	(社)福井県電業協会	4月末
	(個人・グループ表彰)		
2	福井県 優秀建設現場施工者知事表彰	福井県建設産業団体連合会	6月上旬
3	福井県 優秀技能者知事表彰	福井県建設産業団体連合会	8月上旬
4	福井県 青年技能者知事表彰	福井県建設産業団体連合会	8月中旬
5	福井県表彰規程による知事表彰	福井県建設産業団体連合会	10 月上旬
6	建設事業関係功労者大臣表彰	福井県建設産業団体連合会	1月中旬
8	優秀施工者国土交通大臣顕彰	福井県建設産業団体連合会	12 月上旬
9	文部科学大臣表彰 創意工夫功労者賞		6月上旬
10	文部科学大臣表彰 科学技術賞	省 略	
11	文部科学大臣表彰 若手科学者賞		
12	春の叙勲及び褒章(潜在候補者の調査)	福井県建設産業団体連合会	4月下旬
13	秋の叙勲及び褒章(潜在候補者の調査)	福井県建設産業団体連合会	11 下旬
14	(社)全国建設産業団体連合会 表彰(I)	福井県建設産業団体連合会	6月下旬
15	(社)全国建設産業団体連合会 表彰(II)	福井県建設産業団体連合会	6月下旬
16	(社)全国建設産業団体連合会 表彰(III)	福井県建設産業団体連合会	6月下旬
17	(社)全国建設産業団体連合会 表彰(IV)	福井県建設産業団体連合会	6月下旬
	(団体表彰)		
7	建設事業関係優良団体大臣表彰	福井県建設産業団体連合会	1月中旬
	(自己推薦)		
18	福井県 優良工事事業者表彰	福井県	4月中旬

注；内申時期(締切日等)・内容等変更になる場合がありますので、事前に事務局にお尋ね下さい。

1. 社団法人 福井県電業協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人福井県電業協会(以下「協会」という)の発展に寄与したものの、協会の事業の推進に功労のあったもの、その他電気工事業界の模範となるものの功績をたたえることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、優良従業員表彰、特別表彰とする。

(優良従業員表彰)

第3条 優良従業員表彰は、次の各号のいずれかに該当する会員の従業員について行う。

- (1) 技能五輪全国大会に参加して入賞し、優れた成績を収めた者。
- (2) 同一企業に30年以上にわたり継続勤務し、業務に精励した者。
- (3) 同一企業に勤務し、20年以上にわたって工事施工に従事している40歳以上の者を原則とし、次の全ての要件を満たす者について行う。
 - ① 技術・技能が優秀である者
 - ② 後進の指導・育成に努めている者
 - ③ 工事施工において安全衛生の向上に努めている者

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 協会の役員として通算10年以上在任し、協会運営に著しい功績のあった者。
- (2) 理事会において特に必要と認められた者

(表彰該当者の起算)

第5条 表彰該当者については、毎年3月31日現在をもって起算する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、会長が表彰状および感謝状(特別表彰)を授与して行う。

(賞の授与)

第7条 会長は、協会が実施する競技会、講習会その他催し等に対して、優秀な成績を収めた個人または団体に対して、賞を授与することができる。

(副賞の授与)

第8条 表彰状または、感謝状授与に記念品を添えるものとする。ただし、記念品の経費は推薦会員が負担するものとする。

(表彰状の授与の期日)

第9条 表彰は、通常総会において行う。ただし、その時期を変更することができる。

- 2 感謝状および賞の授与は必要の都度実施する。

(表彰の手続きと認定)

第10条 表彰候補者の推薦は会員より、別紙様式により表彰者の内申を会長に提出する。

(審査等)

第11条 会長は、前条の申請を受けたときは、これを理事会に諮り表彰者を決定する。ただし、表彰者数は当該年度の予算枠の範囲に留める。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、表彰等の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

名 称	2. 福井県優秀建設現場施工者知事表彰
推 薦 人	福井県建設産業団体連合会
表彰の対象	建設現場に於いて工事施工に直接従事している個人で、技術・技能および人格等に優れている15の経験を有し、原則として年齢40歳以上60歳以下のものとする。
表彰基準	<p>表彰は、次の各号の全てに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術・技能が優秀である者 2. 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者または建設工事に相当の実績のある者 3. 後進の指導・育成に努めている者 4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者 5. 他の建設現場従事者の模範である者 <p>但し、次に掲げる者については表彰しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 罪を犯した者および犯罪容疑者等で表彰することが相応しくない者 2. 過去に当該要領に基づき表彰を受けた者 3. 過去に叙勲、褒彰または優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた者
推 薦 枠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15名程度を目途とする。 2. 同一企業からは1名の推薦とする。 3. 同一企業からの連続推薦は避ける
推薦期限	<p>6月上旬 連合会へ</p> <p>6月中旬 県(土木部)へ</p>
表 彰 日	7月下旬

名 称	3. 福井県優秀技能者知事表彰
推 薦 人	福井県建設産業団体連合会
表彰の要件	<p>本表彰を受けることの出来る者は、表彰の行われる現在において、職務の遂行に技能を要する職業に従事し、かつ次の各号の要件を全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として、30年以上の経験を有し、かつ満年齢50歳以上であること。 2. その有する技能が当該職業に従事している他の技能者に比して著しく卓越し、県内を通じて最高の水準にあること。
技能的職業の 範囲等	<p>本表彰を受けることの出来る者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、全ての産業に属する職業が含まれるものであること。</p> <p>なお、前項の「職務の遂行に技能を要する職業に従事し」とは、機械工、板金工、建築大工等一般に技能者と呼ばれるものはもちろん、最近におけるマイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の急速な進展に伴い、メカトロニクス機器を生産工程等に導入し、先端技術を駆使する企業における先端技術関連職種に従事しているものも含まれるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本表彰は、現役の卓越した技能者を表彰するものであって、他の表彰制度等による表彰とは、直接には関係のないものであること。 2. 過去において、伝統的工芸優秀継承者知事表彰(県地域産業・技術振興課所管)を受けた方については、本表彰の推薦を控えること。 3. 罰金以上の処分を受けたことがないこと。
被表彰者数	おおむね 10名 各職種から、原則1名
推薦期限	<p>8月中旬 連合会へ</p> <p>9月上旬 県(産業労働部)へ</p>
表 彰 日	11月の職業能力開発促進月間に行う。

名 称	4. 福井県青年技能者知事表彰
推 薦 人	福井県建設産業団体連合会
表彰の対象	<p>本表彰を受けることが出来る青年技能者とは、本表彰が行われる現在において、職務の遂行に技能を要する職業に従事している満年齢30歳以下の者であって、日頃当該技能の錬磨と向上に励み、その技能度、勤務実績等から他の青年技能者の模範と認められ、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技能五輪全国大会出場者 2. 2級技能検定合格者 3. 前号と同等以上の技能を有するもの
表彰基準	<p>本表彰を受けることの出来る者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、全ての産業に属する職業が含まれるものであること。</p> <p>なお、前項の「職務の遂行に技能を要する職業に従事し」とは、機械工、板金工、建築大工等一般に技能者と呼ばれるものはもちろん、最近におけるマイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の急速な進展に伴い、メカトロニクス機器を生産工程等に導入し、先端技術を駆使する企業における先端技術関連職種に従事しているものも含まれるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本表彰は、他の模範となる有能な青年技能者を表彰するものであって、他の表彰制度等による表彰とは、直接には関係のないものであること。 2. 罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
推 薦 枠	おおむね 10名
推薦期限	<p>8月中旬 連合会へ</p> <p>9月上旬 県(産業労働部)へ</p>
表 彰 日	11月上旬 職業能力開発促進月間に行う。

名 称	5. 福井県表彰規則による知事表彰
調査基準日	2月7日現在
対 象	<p>業務(建設業)に30年以上従事し、建設業関係の団体(県以上を活動区域とする)の理事以上に20年以上在職していた者(理事長、副理事長経験を有するもの)で、調査基準日現在において、55歳以上の者</p> <p>ただし、原則として叙勲または褒章(藍綬、黄綬)を受賞している者を除く</p>
推薦人	福井県建設産業団体連合会
推薦期限	10月上旬
提出先	福井県土木部
表 彰 日	

名 称	6. 建設事業関係功労者大臣表彰
年齢基準	55以上65歳以下
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 30年以上継続して建設業、不動産業又は住宅産業等に従事し業務に精励するとともに、関係団体の役員として5年以上在職し、業界の発展に努め、その功績の顕著な者 2. 30年以上継続して建設業、不動産業又は住宅産業等に従事し業務に精励するとともに、業務改善、技術開発等を行い、そのせいか顕著な者 3. 建設事業関係団体の職員として30年以上継続して勤務かつ、常勤の役員として10年以上在職したものまたは当該団体の常勤の役員として20年以上在職した者で建設事業の発展に寄与した者 4. 建設専門工事関係技能者として30年以上継続して従事し、高度の技能をもって事業の進展に寄与するとともに、後進の指導育成に尽力した者
対象外の者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去において、国土交通省(旧建設省)推薦により叙勲または褒章を授与された者 2. 国土交通省(旧建設省)推薦以外により勲章を受章した者 3. 罪を犯した者(道路交通法違反および自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。)犯罪容疑者等で表彰することが国民感情にそぐわない者
推薦人	福井県建設産業団体連合会
推薦期限 提出先	1月中旬 福井県土木部
表 彰 日	原則として 毎年 7月10日とする

名 称	7. 建設事業関係優良団体大臣表彰
対 象	<p>1. 建設事業関係団体として結成以来20年以上経過し、建設業の発展に寄与した団体</p> <p>2. 創意工夫、発明発見等特に優れた功績を挙げ、建設事業の発展に寄与した団体、あるいは防災活動等に優れた成果を上げ、民生の安定に多大な貢献をした団体</p>
推薦期限	1月中旬
	福井県土木部
表 彰 日	原則として毎年7月10日とする

名 称	8. 優秀施工者国土交通大臣顕彰
趣 旨	建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰することにより、「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的としています。
対 象 顕彰基準	建設現場において工事施工に直接従事している個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の基準を全て満たしている方 1. 技能・技術が優秀であること 2. 工事施工の合理化等に貢献していること 3. 後進の指導育成に努めていること 4. 安全・衛生の向上に貢献していること 5. 他の建設現場従業者の模範となっていること
推薦人	福井県建設産業団体連合会
推薦者数	連合会全体で 4 名
推薦期限	12月上旬
提出先	福井県土木部
顕 彰	建設産業構造改善推進週間に行う

名 称	9. 文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞				
趣 旨	<p>企業や公設研等における首脳陣や主任研究員等に対しては、国家的表彰、あるいは民間科学技術振興団体の表彰が種々行われていますが、工員、研究補助員等に対する表彰は、一般に企業等の内部表彰として行われているにすぎません。</p> <p>しかし、優れた科学技術はトップレベルの技術関係者のみによって達成されるものではなく、各々の分野において、実際に工場等の現場で創意工夫に努力している関係者の幅広い基盤があつてこそ、高水準の技術が生まれ育っていくものと考えられます。こうした観点から企業体等において、職場で実際に創意工夫を行い、科学技術の振興基盤づくりに貢献している方々を対象として表彰する制度です。</p>				
対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設、保健衛生、電力ガス等の業務に従事する勤労者のうち、工場等における職長以下の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究補助員、技能職員およびこれと同等程度の者であつて、優れた創意工夫によって各職域における技能の改善向上に貢献した者。 2. 優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩または改良に寄与した個人またはグループ 				
要 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫(発明・考案に限らず、広く一般の創意工夫を含む)によって、例えば作業能率の向上、製品の品質の向上、コスト引き下げ、未利用資源の活用、作物の増収、品質改良、傷害防止、公害、災害の防止等職域における技術の改善向上に貢献した実績顕著なものとする。従つて、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはならない。 2. 年齢制限は原則として設けない。但し、同一会社に継続して5年以上就業していることを要する。 3. 候補者の学歴については、原則として高等学校卒業以下を対象とする。ただし、短大、高等専門学校および文化系の大学卒業者も対象とする。なお、就業中に夜間の大学(理工系)を卒業したものについても対象とする。 4. 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。 5. 異なった業績による場合であっても、5年以内における同一人の重複した表彰は行わない。 6. 原則として、1業績3名以内とする。 7. 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下の工員、農業従事者、医療補助者、研究所における技能職員、およびこれと同程度の者までとする。 				
受賞の決定	各省庁、各都道府県から推薦のあつた候補者のうちから、約1000名を選考決定するものとする。				
推薦期限	<table border="0"> <tr> <td>6月上旬</td> <td>連合会へ</td> </tr> <tr> <td>6月中旬</td> <td>県へ</td> </tr> </table>	6月上旬	連合会へ	6月中旬	県へ
6月上旬	連合会へ				
6月中旬	県へ				
表 彰 日	科学技術週間中の行事として行う。				

名 称	10. 文部科学大臣表彰科学技術賞
対 象	我が国の社会・経済、国民生活の発展向上等における最近の科学技術上の成果を顕彰するとともに、その成果に対する功績が顕著な者、あるいはグループを表彰する。
部 門	1. 開発部門 2. 研究部門 3. 科学技術振興部門 4. 技術部門 5. 理解増進部門
その他	省略
表 彰 日	科学技術週間中(4月)に行う

名 称	11. 文部科学大臣表彰若手科学者賞
対 象	次代を担う若手研究者の自立を促し、我が国発の独創性の高い科学技術の発信に貢献するため、萌芽的な研究あるいは、独創的視点に立った研究等、高い研究開発能力を示した若手研究者個人または高度な研究開発能力を示す顕著な研究業績を上げた若手研究者個人を表彰する。
若手研究者とは	表彰年度の4月1日現在において40歳未満の研究者
その他	省略
表 彰 日	科学技術週間中(4月)に行う

名 称	1 2. 春の叙勲および褒章 (潜在候補者の調査)
調査基準	<p>《叙勲一類》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以前に知事表彰、または建設大臣および国土交通大臣表彰を受けている者 2. 年齢70歳以上の者 3. 多年(30年以上)建設業、不動産業または住宅産業等に携わるとともに関係団体の役員として20年以上在籍し、業界の発展に努め、その功績の顕著な者 4. 国土交通省が所管する団体に限る <p>《褒章》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設大臣および国土交通大臣表彰を受けた者で、受賞後1年以上経過していること。 2. 55歳から65歳までの者 3. 建設業、不動産業または、住宅産業等に30年以上継続して従事し、業務に精励するとともに関係団体の役員として10年以上在職し、業界の発展に寄与した者 <p>【注】 1. 「従事年数30年以上」しは、年齢満18歳以降の当該事業の従事年数が30年以上ある場合をいう。</p> <p>2. 「関係団体の役員」とは、定款に定められている理事以上の役員をいう。</p>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 候補者またはその関係する法人が、有罪の判決を受けたことのある場合、犯罪容疑により、訴訟継続中である場合、最近、公正取引委員会の審決を受けた場合、警察官、検察官または公正取引委員会等による取調べを受けた場合、もしくは叙勲することが適当でないような事実が新聞、週刊誌等に報道された場合等については、特に慎重に調査検討し、その者に勲章を授与することが国民感情にそぐわない者は対象になりません。 なお、道路交通法違反を含む犯罪歴を有する者については、その旨必ず知らせてください。 2. 黄綬褒章または藍綬褒章を受賞した者の、叙勲候補者としての推薦については、褒章受賞後5年以上経過し、かつ、功績顕著な場合に限られるので、当該褒章受章の経緯を調査の上推薦すること。
調査基準日	4月29日頃
推薦期限	6月上旬 連合会へ
	6月中旬 県(土木部)へ

名 称	13. 秋の叙勲および褒章 (潜在候補者の調査)
調査基準	<p>《叙勲一類》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以前に知事表彰、または建設大臣および国土交通大臣表彰を受けている者 2. 年齢70歳以上の者 3. 多年(30年以上)建設業、不動産業または住宅産業等に携わるとともに関係団体の役員として20年以上在籍し、業界の発展に努め、その功績の顕著な者 4. 国土交通省が所管する団体に限る <p>《褒章》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設大臣および国土交通大臣表彰を受けた者で、受賞後1年以上経過していること。 2. 55歳から65歳までの者 3. 建設業、不動産業または、住宅産業等に30年以上継続して従事し、業務に精励するとともに関係団体の役員として10年以上在職し、業界の発展に寄与した者 <p>【注】 1. 「従事年数30年以上」しは、年齢満18歳以降の当該事業の従事年数が30年以上ある場合をいう。</p> <p>2. 「関係団体の役員」とは、定款に定められている理事以上の役員をいう。</p>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 候補者またはその関係する法人が、有罪の判決を受けたことのある場合、犯罪容疑により、訴訟継続中である場合、最近、公正取引委員会の審決を受けた場合、警察官、検察官または公正取引委員会等による取調べを受けた場合、もしくは叙勲することが適当でないような事実が新聞、週刊誌等に報道された場合等については、特に慎重に調査検討し、その者に勲章を授与することが国民感情にそぐわない者は対象になりません。 なお、道路交通法違反を含む犯罪歴を有する者については、その旨必ず知らせてください。 2. 黄綬褒章または藍綬褒章を受賞した者の、叙勲候補者としての推薦については、褒章受賞後5年以上経過し、かつ、功績顕著な場合に限られるので、当該褒章受章の経緯を調査の上推薦すること。
調査基準日	11月3日頃
推薦期限	12月下旬 連合会へ
	1月上旬 県(土木部)へ

名 称	14. (社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのI)
対 象	特別な功績のある者で全国建産連の発議又は会員団体を経由し府県建産連会長より推薦のあった者
基 準	1. 建産連発展のため特に協力しその功績顕著な者 2. 業界、学会、官界、金融界等の分野にあつて建設産業界発展のため特に協力した者であること
	1. 高齢にしてなお、建設産業界発展のため尽力した功労顕著な者 2. 多年中央又は地方業界発展のため尽力した功労者で、満75歳以上の者であること
	1. 建設産業界発展のため永年建設業団体および建産連関連団体の役員又は委員等としてその職に尽力し功績顕著な者
	1. 満50歳以上で役員等の継続年数20年以上(断続は妨げない)の者で現在その職にある者またはその職にあった者若しくはこれに準ずる者であること
推薦期限	6月下旬
表 彰 日	全国会長会議において行う

名 称	15. (社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのII)
対 象	会員団体の構成員(会社又は個人の営業所等)で工事の施工確実な建設業および建設関連業者であって会員団体長を経由して府県建産連会長より推薦のあった者
基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営の合理化、労働時間の短縮、工事費の適正化などを図り、その成果顕著な者 2. 技術の向上、工法の開発、作業の機械化等、工程管理等に対する功績顕著な者 3. 従業員の労務および福利厚生改善に努め以て労働意欲増進をもたらした事顕著な者 4. 会員の親愛と協力を図り、業界の道義昂揚に顕著な功績のあった者
選考基準	満50歳以上で建設業および建設関連業に20年以上の経歴(継続は妨げない)を有し、在職している者であること
推薦期限	6月下旬
表 彰 日	全国会長会議において行う

名 称	16. (社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのⅢ)
対 象	会員団体構成員の従業員で勤務成績優良かつ品行方正な従業員であつて会員団体長を経由して府県建産連会長より推薦のあつた者
基 準	1. 勤労精神を発揮し克く業務に精励し成績特に優良な者 2. 業務上顕著な功績があつた者
選考基準	満50歳以上で建設業および建設関連業に勤続20年以上の者であること。 上記に該当しない者で特別の事由により表彰を相当とする者であること
推薦期限	6月下旬
表 彰 日	全国建産連会長会議において行う

名 称	17. (社)全国建設産業団体連合会 表彰 (そのIV)
基 準	永年建設業団体および建設関連団体職員としての職に精励し、功績顕著な者で会員団体の長を経由して府県建産連会長より推薦のあった者
選考要領	勤続年数10年以上(断続は妨げない)の者で、現在その職にある者または最近までその職にあった者であること
推薦期限	6月下旬
表 彰 日	全国建産連会長会議において行う

名 称	18. 福井県 優良工事事業者表彰
申し出	自己推薦のみ
趣 旨	1. 事業者の積極的な自己推薦によって、「建設技術の向上と事業者の育成」に大きく貢献できる。 2. 公共事業への積極的な参画は、競争性を高め効率的工事施工に繋がる。
選考分野	1. 道路 2. 河川 3. 砂防治山 4. 公園 5. 建築設備 6. 地下海岸港湾 7. 農地 の7工種
対象要件	下記の要件を満たしていること。 1. 信用性や品性の高い事業者であること 2. 官製検査で優秀な成績を収めた工事 例1. 当該工事成績が80点以上 2. 当該年度のその他の工事成績が全て65点以上 3. 当該年度に指名停止等がないこと 4. 一件工事の請負額が、原則として20,000千円以上の工事。 5. 主たる営業所が県内にある事業者
表彰者	知事賞、農林水産部長賞、土木部長賞所長、知事特別賞など約40件
申し出期間	4月1日 ~ 4月20日頃
表 彰	7月下旬
申出書等	その他優良工事申出書の様式等、詳細は発注機関にお問い合わせください
知事特別賞	平成16年に新設されたもので、一般的な工事施工の優秀性の評価とは異なり、地域への貢献、施工技術の開発など事業者が特別に優秀な評価を得た場合を対象としており、該当すると考えられる事業者は積極的に申出てください